

平成29年度 入札監視委員会議事概要
北海道防衛局

開催日及び場所	平成29年6月29日(木) 北海道防衛局4F第1・2会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所 理事長) 神谷委員(札幌医科大学 客員教授) 菊地委員(北海商科大学 名誉教授) 木下委員(公認会計士) 津田委員(弁護士) (50音順)

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成29年1月1日 ~ 平成29年3月31日		
審議対象件数	9件		
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)			
	抽出件数	総件数 5件	(審議概要) ・事務局から、契約状況、指名停止及び低入札状況の説明 ・対象件数から抽出した5件の概要について局担当者が説明後、委員による審議
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件	
	一般競争(政府調達協定対象外)	5件	
	公募型指名競争	0件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等		0件	
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 (北海道防衛局)		【指名停止状況説明】 (特になし) 【低入札状況説明】 (特になし) 【抽出案件】 ○建設工事等 (政府調達協定対象外) ①[北海道大演習場(28)道路整備工事] ・1者応札で参加者が少なかったが理由は何か。魅力がなかったのか。	・今回の工事は舗装工事のAランクで、入札成立後、仕様書等を入手した該当ランクの業者の数者に聞き取りしたところ、配

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ Aクラスは札幌で、何者ぐら いあるのか。 ・ 配置予定技術者が配置できな いなら、工期をずらす対応は考 えられないのか。そうすると技 術者の対応が出来るようになる のではないか。 ・ 転圧コンクリート舗装とは具 体的にはどんな工法か。 ・ 業者が限られる工法なのでは ないのか。 	<p>置予定技術者が別の業務に従事 しており配置できなかったため、 参加してもらえなかったもので ある。また、大手業者が国土交 通省による建設業法に基づく監 督処分を受け、営業停止中の業 者もいる等により参加が少な かったということもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aランクの業者数については、 今、手持ち資料を持ち合わせて いない。ただし、札幌市内にも Aランクの会社があり、20社 以上確認しており、参加がある ものと我々も考えていたが、結 果的には、先ほど説明したよう に、別の業務に従事しているこ とで予定技術者の配置ができな いため参加して貰えなかったと いう状況である。 ・ この工事は、同一年度に設計 し、工事を発注しなければなら ないことから、ずらすことは出 来なかった。 ・ 生コンクリートを機械により 押し均して、平らにする工法で ある。 ・ 舗装会社ならば、どの業者で も施工可能な工法である。
<p>②[千歳(28) 宿舎解体工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募した2者の内、1者辞退 しているが理由は何か。 ・ 一般競争入札で、我々が最も 気になるのが、1者応札という こと自体、競争原理が作用して いないという点であり、少なく とも、入札の段階では競争にな って欲しいと考えているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札成立後に、辞退した業者 及び応募しなかった近隣所在の 業者に聞き取りしたところ、辞 退業者については、技術者の確 保が出来なかったとのことであ った。そのほか、解体工事は新 設工事と異なり、安全確保等独 特なノウハウが必要であり、そ れを持つ技術者の確保が困難で あったとのことであった。

意見・質問	回答
<p>・本事案は電子入札であり、業者としては応札が1者だということは判らない訳か。一応は競争しているということか。</p> <p>・3回の入札で金額が予定価格と近い理由は何か。</p> <p>・解体の項目というのは、予定価格の単価の設定が難しいとのことだが、埋戻しというのは、比較的容易なのか。</p> <p>・本体建物部分だけで見積を取るということか。</p> <p>・この工事は、解体と埋め戻しを分割発注することではどうなのか。この時期、予定価格に対し1者だけの入札というのは、業者にも何か理由があるだろうが、複数者の入札があると良いのだが。</p> <p>・企業がどのような状況であったか詳しくは判らないが、1者応札になったのが、解体の時期などからによるものかとの思いから申し上げた。</p> <p>・人手不足で、仕事を断っている業者が急に多くなっており、そういう意味では1者応札も仕方がないものと思う。</p> <p>・ゼネコンも、最近、受注にあたり下請けの専門工業者がないので、工事が全く出来ないという件が多くなっている。</p>	<p>・そうである。</p> <p>・解体工事であり、基本的には歩掛りがないことから、当局と契約実績のある複数の建設業者から見積を徴取して、査定のうち積算価格を設定するというのが建築の解体工事の積算の手法としているため、積算価格が応札業者の金額と近いものとなり得る。積算価格の算出のベースが業者の見積によることから、業者が把握している金額とそれなりに近い金額になり得るものと考える。</p> <p>・埋設物の試掘や、付帯土木の部分については、土木工事の歩掛りがあるので、歩掛りを使って積算している。見積は、本体の建物解体についてである。</p> <p>・そうである。</p> <p>・今回は、建物が2棟あるということもあり、片方から順番に壊してゆき、順番に埋戻し掘削等ができるので、連続で同じ工事業者で施工した方が効率も良く、安くなり得るため、分割するよりは良いと考える。</p>
<p>③[奥尻(28)ボイラー設備改修機械その他工事]</p>	

意見・質問	回答
<p>・参加業者のうち2者の辞退理由は何か。</p> <p>・奥尻は離島で遠く、やむを得ぬ事情と思われる。</p> <p>④[名寄(28) 宿舎外壁改修等 建築その他工事]</p> <p>・再度入札の時点で2者が辞退した理由は何か。</p> <p>・資材の調達が厳しいのか。</p> <p>・見積で、予定価格の金額はこれ以上、上がっていかないのか。</p> <p>・今後、新設よりも改修工事が増え、受注はしたものの専門工事業者や作業員がいないため、借金だけがが増えて受注することで倒産するケースが非常に多くなってきており、受注を控えている業者が多いということが気になる点である。</p>	<p>・入札後に、辞退した業者に確認したところ、千歳の解体(千歳(28) 宿舎解体工事)と同様に、当初は、当然受注するつもりであり、配置技術者の確保が出来ると判断し申し込んだが、入札の段階でどうしても手配が付かなくなったことから、2者とも辞退したと聞いている。</p> <p>・施工場所の名寄地区は、近年、建設技能労働者が著しく減少している地域のため、少ない技能者の確保となると、地元精通している業者が労務・資材の調達面で有利となる傾向にある。辞退した2者は、地元以外の業者(旭川、士別)であり、資材等の調達面で再度の入札は厳しいと判断し辞退した様だ。</p> <p>・主に労務の調達が厳しいと聞いている。</p> <p>・改修工事であり、積算は全て見積という訳ではない。歩掛りの部分と見積の部分とがあり、通常、見積を取る際には、施工が出来ると確認したうえで見積書を頂いているので、それ以上の金額の増額に関しては難しい。</p>
<p>⑤[札文(28) 宿舎外壁改修等 建築工事]</p> <p>・1者応札で、落札率が100%に近い値(99.97%)となっている理由は何か。</p>	<p>・本事案は、1回目の公告の際は予定価格と乖離が著しく不調となった事案のため、今回再度の公告では、見積活用方式を採用したため、落札額が予定価格の近似値となる傾向にある。</p>

意見・質問	回答
<p>・見積活用方式とはどのような方式か。</p> <p>・それは一般競争入札と言えるのか、特命随契ではないのか。</p> <p>・入札の前にヒアリングをしているのか。</p> <p>・会計法上、一般競争入札の概念は、「競争原理が作用しているか」「一切の条件は附してはならない」であるが、見積活用方式はこれを崩しているように感じるが法律家の見解は如何に。</p> <p>(委員) 予定価格積算のための基礎資料としての見積徴取と考えられるうえ、第三者も落札できる環境であり、開かれているので、基本的には問題なしと考える。ただ、本件場合は結果的に応札者が1者のため、1者だけの見積を採用した事により、予定価格と近似値になってしまっているため、振り返ってみると特随のようにも見えるが、入札はオープンになっている。</p> <p>・予定価格作成のための資料として、見積を使うという事だが、特殊であれば良いが、本件は特殊なケースでは無く、ただ、業者がいらないだけではないのか。</p>	<p>・一度入札不調となった案件で、歩掛りでは明らかに合わない場合に採用が認められている方式で、入札の申請時に入札参加業者から見積を提出させ、ヒアリングで内容確認して積算価格を決定する方式である。</p> <p>・参加業者が複数あれば、ヒアリングして見積単価の平均値を採用する等して、積算価格を決定するものであり、見積をそのまま採用しているわけではなく、今回は応札者が1者のため落札金額が近くなったのかもしれない。</p> <p>・公告の際に、見積の提出が必要であることを明示し、参加申請の際に見積を提出して貰い、その後、ヒアリングを行い価格の妥当性を審査して、歩掛り単価では無く、当該見積の単価を積算価格に反映させている。</p>

	意見・質問	回答
	<p>・本件の場合、予定価格の作成方法が重要であり、見積活用方式を採用しなければ、予定価格との乖離が埋まらない、果ては、応札者がいなくなってしまうのではないか。</p> <p>・それであれば、特命随契を採用すれば良いのではないか。</p>	<p>・このような価格不調のケースで特随は行われていない。</p> <p>見積活用方式も歴史は古くはないが、当省の場合、多く実施されるようになったのは、東日本大震災後に、歩掛り単価が実勢価格と合わずに不調が続いた頃からである。</p> <p>要領通知（防整技第7398号。28.4.1（当初文書は装技調第43号20.7.14））では、応募者から見積を徴取し、異常値を除く平均値を採用することとなっており、あくまでも予定価格作成のため資料として、実勢価格を把握するために業者から見積を取り行っているものである。1者を決めて、その業者の言い値で契約すると言う事ではないが、今回は、たまたま1者応募のため、業者見積が予定価格に近くなったものである。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>・特になし</p>	

2. 談合疑義案件(内訳明細書の点検結果疑義)の処理状況について			
談合疑義件数		－ 件	(審議概要) ・該当案件なし
工事	談合情報	－ 件	
	点検結果疑義	－ 件	
業務	談合情報	－ 件	
	点検結果疑義	－ 件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回 答
		・特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・特になし	
3 入札結果の事後的統計について			
審議概要		・順位傾向、落札率、応札率及び低落札について説明	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回 答
		・特になし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・特になし	